

# e-cebu 海外語学留学条件書

※お申し込みをいただく前にこの条件書を必ずお読みください。

## 第 1 章 総則

### 適用範囲

- 第 1 条 1. 当社が申込者との間で締結する留学契約は、この条件書の定めるところによります。この条件書に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
2. 当社が法令に反せず、かつ、申込者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
3. 当プログラムは、旅行業法が規定する「旅行業」には該当いたしません。従いまして、旅行業法に基づく弁済業務保証金の対象にはなりません。

### 用語の定義

- 第 2 条 1. この条件書で「留学契約」とは、当社が申込者の委託により、申込者のために代理、媒介又は取次をすること等により申込者が学校・宿泊機関・送迎等の留学に関するサービス（以下「留学サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
2. この条件書で「留学代金」とは、当社が留学サービスを手配するために、授業料、宿泊料その他の留学機関等に対して支払う費用及び当社所定のトータルサポート費用（変更料及び取消料を除きます。）をいいます。

### 配債務の終了

- 第 3 条 1. 当社が善良な管理者の注意をもって留学サービスの手配をしたときは、留学契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、学校・宿泊機関等との間で留学サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、申込者は、当社に対し、当社所定のサポート費用を支払わなければならない。

### 手配代行者

- 第 4 条 1. 当社は、留学契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の留学業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 第 2 章 契約の成立

### 契約の申込み

- 第 5 条 1. 当社と留学契約を締結しようとする申込者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が定める金額の申込金とともに当社に提出しなければなりません。
2. 第 1 項の申込金は、留学代金、取消料その他の申込者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
3. 申込条件
- 語学研修を目的として、当社プログラム申込条件を十分に理解し、受入国の法令、受入学校の規則を遵守できる心身ともに健全な人。
  - 20 歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
  - 70 歳以上の方、慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方、及び現在健康を損なうか、身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申し出ください。可能かつ合理的範囲内でこれに応じます。尚、この場合医師の診断書を提出いただく場合がございます。状況に応じて看護者や同伴者の同行を条件とさせていただきますが、場合によってはお断りさせていただく場合がございます。
4. 申込金

	12 週間未満	50,000 円以上留学費用総額まで
	12 週間以上	100,000 円以上留学費用総額まで

### 契約締結の拒否

- 第 6 条 1. 当社は、次に掲げる場合において、留学契約の締結に応じないことがあります。
- 申込者が未成年で、語学研修に関して保護者の同意が得られない場合。
  - 申込者が希望する学校の申込手続期限あるいは研修時期まで研修に必要な手続が完了できる見通しが無い場合。
  - 申込者が受入国の法令、公序良俗に反する行為をする恐れがあると当社が判断した場合。
  - 病气その他の事由により当該留学耐えられないと当社が判断した場合。
  - その他当社の業務上の都合があるとき。

### 契約の成立時期

- 第 7 条 1. 留学契約は、当社が契約の締結を承諾し、第 5 条第 4 項の申込金を受理した時に成立するものとします。

### 契約書面

- 第 8 条 1. 当社は、留学契約の成立後速やかに、申込者に、留学日程、留学サービスの内容、留学代金その他の留学条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
2. 前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が留学契約により手配する義務を負う留学サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

## 第 3 章 契約の変更及び解除

### 契約内容の変更

- 第 10 条 1. 申込者は、当社に対し、留学日程、留学サービスの内容その他の留学契約の内容を変更するよう求めることができ、当社は、可能な限り申込者の求めに応じます。この場合当社は留学サービス費用の変更をすることがあります。また、次の料金を申し受けます。変更の申し出は、必ず当社の営業時間内にお知らせください。

変更日	変更料
契約成立日から 8 日以内 但し留学開始日前日から起算して 30 日前以降を除く	無料
契約成立日から 9 日目以降で留学開始日前日から起算して 91 日前	10,000 円＋研修プログラム取消料
留学開始日前日から起算して 90 日前～60 日前	15,000 円＋研修プログラム取消料
留学開始日前日から起算して 59 日前～30 日前	20,000 円＋研修プログラム取消料
留学開始日前日から起算して 29 日前～15 日前	30,000 円＋研修プログラム取消料
留学開始日前日から起算して 14 日前～2 日前	申込金＋研修プログラム取消料
留学開始日前日以降	申込された留学代金総額の 100% 但し、学校や滞在先などの取消規定による返金がある場合は返金額の 35%を上限とした返金手数料を差し引き返金いたします。

※研修プログラム取消料：学校や滞在先などの取消規定による取消料

- ※申込者の事由により弊社からの返金が生じた場合は、振り込み手数料は申込者負担となります。
- 申込後の研修校の変更は 2 回までとし、3 回目以降は原則として取消扱いとなります。
  - 研修開始後、申込者の都合により、研修プログラム（コース、滞在など）を途中で変更される場合、必ず現地にて当該機関の同意を得た上でおこなってください。発生する取消料、追加費用などは、全て申込者負担となります。また、途中で異なる学校へ変更された場合は、権利放棄とみなし払い戻しはありません。但し、学校や滞在先などの取消規定による返金がある場合は返金額の 35%を上限とした返金手数料を差し引き返金いたします。
  - 査証（ビザ）申請代行申込後変更となる場合は、上記変更料に加え、ビザ申請代料金とビザ申請料金等の実費が申込者負担となります。

### 申込者による任意解除

- 第 11 条 1. 申込者は、いつでも留学契約の全部又は一部を解除することができます。この場合当社は取消料として、次の料金を申し受けません。解除の申し出は、必ず当社の営業時間内にお知らせください。

取消時期	取消料
契約成立日から 8 日以内 但しプログラム開始日前日から起算して 30 日前以降を除く	無料
契約成立日から 9 日目以降で留学開始日前日から起算して 91 日前	申込金
留学開始日前日から起算して 90 日前～2 日前	申込金＋研修プログラム取消料
留学開始日前日以降	申込された留学代金総額の 100% 但し、学校や滞在先などの取消規定による 返金がある場合は返金額の 35%を上限とした返金手数料を差し引き返金いたします。

※研修プログラム取消料：学校や滞在先などの取消規定による取消料

- ※申込者の事由により弊社からの返金が生じた場合は、振り込み手数料は申込者負担となります。
- 取消料は申込日又は留学開始日を基準として算定します。取消料の対象となる留学代金とは、入学金、授業料、滞在費、サポート費用など申込者が申込された費用全てとなります。
  - 研修開始後の申込者のご都合による期間短縮、取消はいかなる理由による場合でも権利放棄とみなし払い戻しはありません。但し、学校や滞在先などの取消規定による返金がある場合は返金額の 35%を上限とした返金手数料を差し引き返金いたします。
  - 査証（ビザ）申請代行申込後取消となる場合は、上記取消料に加え、ビザ申請代料金とビザ申請料金等の実費が申込者負担となります。

### 申込者の責に帰すべき事由による解除

- 第 12 条 1. 当社は、次に掲げる場合において、留学契約を解除することがあります。

#### 《出発前の解除》

- 申込者が所定の期日までに留学代金を支払わないとき。
- 申込者が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加申込者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- 申込者が病气、必要な介助者の不在その他の事由により、留学プログラム参加に耐えられないと当社が認めるとき。
- 申込者が他の人に迷惑を及ぼし、又は留学の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が認めるとき。
- 申込者が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、学校・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した日程に従った留学プログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 申込者が長期にあたり連絡不能又は所在不明となったとき。

#### 《出発後の解除》

- 申込者が病气、必要な介助者の不在その他の事由により、留学プログラムの継続に耐えられないと当社が認めるとき。
  - 申込者が留学プログラムを安全かつ円滑に実施するための当社の指示への違背、又は他の人に対する暴行又は脅迫などにより安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、学校・運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であっても、留学プログラムの継続が不可能となったとき。
2. 前項の規定に基づいて留学プログラム契約が解除されたときは、申込者は、いまだ提供を受けていない留学プログラムに係わる取消料、違約料その他の学校・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社

に対し、当社所定の取消料金及び当社が得るはずであったサポート費用を支払わなければなりません。

#### 当社の責に帰すべき事由による解除

- 第13条 1. 申込者は、当社の責に帰すべき事由により留学サービスの手配が不可能になったときは、留学契約を解除することができます。
- 前項の規定に基づいて留学契約が解除されたときは、当社は、申込者が既にその提供を受けた留学サービスの対価として、学校・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した留学代金を申込者に払い戻します。
  - 前項の規定は、申込者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

## 第4章 留学代金

#### 留学代金

- 第14条 1. 申込者は、留学開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、留学代金を支払わなければなりません。
- 当社は出発日の90日前までは、お客様に授業料等のお支払いを請求しません。(制度上期日が定められているビザの発行等に係る場合を除く)
  - 当社は、留学開始前において、学校・宿泊機関等の料金の改訂、その他の事由により留学代金の変動が生じた場合は、当該留学代金を変更することがあります。
  - 前項の場合において、留学代金の増加又は減少は、申込者に帰属するものとします。
  - 当社の換算レートは毎月1日、16日(銀行休業日の場合は、翌銀行営業日)の三菱東京USJ銀行TTSレートに5%を乗じたレートとなります。

#### 為替変動

- 第15条 1. 留学サービスに関する費用など当社が代行して海外に支払う金額と申込者が当社に支払う金額との為替変動による差額の精算はいたしません。
- 円建てで記載のプログラムは為替変動の影響を受けません。

## 第5章 責任

#### 当社の責任

- 第16条 1. 当社は、留学契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により申込者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- 当社は申込者に代わり、学校、宿泊機関などに対して予約、申込の手続を代行するもので、これらの機関に代わって留学サービスを提供するものではありません。したがって次のような場合には責任を負いません。
    - 申込コースが定員に達しているとき、滞在施設の制限事由により入学許可されないとき。
    - 日本での学校成績が学校側の求めるレベルに達していないために、入学が許可されないとき。
    - 通信事情または学校側の事情により、入学許可証などの入学関係書類が期日までに届かず、出発できなかった場合。
    - 学校提出書類が申込者の都合により期日までにそろわなかったとき。
    - 天災地変、戦乱、暴動、運送ならびに学校・宿泊機関受入機関などにおける争議行為、留学サービス提供の中止、自由行動中の事故、盗難、陸海空における不慮の事故、その他不可抗力の事由により生じた損害。
    - 運送機関の遅延、乗継ぎ便の変更、入国手続きの混雑等の事由により生じた費用。
    - 申込者本人の個人的な事由により旅券、査証が取得できない場合や、入国が拒否された場合。
    - 渡航後は申込者個人の責任において行動していただきます。申込者の故意、過失、受入国の法令公序良俗もしくは受入校、滞在先の公序良俗などに違反した行為により生じた責任、損害などは全て申込者個人の責任となります。よって、現地でのご生活、個人生活、及びその滞在中の事故などについて当社は一切の責任を負うものではありません。また、それらの行為により当社が損害を受けた場合は、当社は申込者への損害の賠償を申し受けず。

#### 申込者の責任

- 第17条 1. 申込者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該申込者は、損害を賠償しなければなりません。
- 申込者は、留学契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、申込者の権利義務その他の留学契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
  - 申込者は、留学開始後において、契約書面に記載された留学サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる留学サービスが提供されたと認識したときは、留学地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該留学サービス提供者に申し出なければなりません。

## 第6章 その他

#### 保健衛生

- 第18条 1. 渡航先の衛生状況については、「厚生労働省海外渡航者のための感染症情報」ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

#### 海外危険情報

- 第19条 1. 渡航先(国または地域)によっては、「外務省海外危険情報」など、国、地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/> 外務省領事局領事サービスセンター：03-5501-8162 でご確認ください。

#### 個人情報の取扱

- 第20条 1. 当社および申込をいただいた受託販売店は、申込の際に提出いただいた個人情報について、申込者との連絡や学校、宿泊機関などの手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関などに提供いたします。
- 前項のほか、当社の個人情報の取扱に関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

#### 裁判管轄

- 第21条 1. 当条件書に関する訴訟その他一切の法的手続きについては東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

#### 準拠法

第22条 1. 当条件書は日本国法に準拠し、同法にしたがって解釈されるものとします。

#### 発効期日

第23条 1. 当条件書の内容は、2014年3月1日以降に申込まれる全ての留学契約に適用します。

#### 留学参加にあたっての注意事項

- 各研修機関からの要請により、海外旅行傷害保険は必ず日本出発前にご加入していただきます。
- 留学内容により、特別な書類(健康診断書・レントゲン診断書・各種予防接種証明書等)を必要とする場合がございます。それらに関わる費用は全て申込者負担となります。
- 宿泊施設側の都合により、一度決定された滞在先が現地到着前もしくは到着後に変更となる場合がございます。
- 各国の祝祭日は基本的に休校となりますが留学代金の払い戻しはございません。
- 宿泊施設のルールに反する行為をしたために宿泊施設での滞在を拒否された場合、また、申込者の都合により滞在を取消された場合残り期間の滞在費用の払い戻しはございません。またその後の宿泊の手配は申込者ご自身で行っていただく場合がございます。
- 授業には必ず参加してください。研修中の受入校の定める規則を遵守していただきます。無断あるいは正当な理由も無く授業を欠席したり、規則に反する行為・反社会的な行為があったりした場合に発生する費用は申込者の負担となります。
- 研修中にやむを得ぬ理由により帰国する場合は、必ず受入機関、滞在先、及び当社にその旨を連絡してから帰国してください。留学代金の払い戻しはございませんので予めご了承ください。
- 貴重品については、申込者ご自身で責任を持って管理してください。

